

子発0606第2号
令和元年6月6日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成20年6月12日雇児発第0612007号本職通知により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成31年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知をお願いしたい。

「次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて」の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p data-bbox="448 474 1228 554">次世代育成支援対策施設整備交付金における 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて</p> <p data-bbox="195 621 320 653">1 (略)</p> <p data-bbox="195 720 457 751">2 解体撤去工事費</p> <p data-bbox="195 768 379 800">(1) (略)</p> <p data-bbox="195 816 379 848">(2) (略)</p> <p data-bbox="195 865 486 896">(3) 交付基準の算定</p> <p data-bbox="249 913 670 945">① ②に掲げる施設以外の施設</p> <p data-bbox="273 961 468 993">ア～エ (略)</p> <p data-bbox="273 1010 1418 1383">オ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、<u>奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。</u></p> <p data-bbox="249 1400 379 1432">② (略)</p> <p data-bbox="195 1449 379 1480">(4) (略)</p> <p data-bbox="195 1547 516 1579">3 仮設施設整備工事費</p> <p data-bbox="195 1596 379 1627">(1) (略)</p> <p data-bbox="195 1644 379 1675">(2) (略)</p> <p data-bbox="195 1692 516 1724">(3) 交付基準額の算定</p> <p data-bbox="249 1740 670 1772">① ②に掲げる施設以外の施設</p> <p data-bbox="273 1789 439 1820">ア～オ (略)</p>	<p data-bbox="1724 474 2504 554">次世代育成支援対策施設整備交付金における 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて</p> <p data-bbox="1486 621 1611 653">1 (略)</p> <p data-bbox="1486 720 1748 751">2 解体撤去工事費</p> <p data-bbox="1486 768 1670 800">(1) (略)</p> <p data-bbox="1486 816 1670 848">(2) (略)</p> <p data-bbox="1486 865 1780 896">(3) 交付基準の算定</p> <p data-bbox="1540 913 1961 945">① ②に掲げる施設以外の施設</p> <p data-bbox="1564 961 1760 993">ア～エ (略)</p> <p data-bbox="1564 1010 2680 1188">オ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。</p> <p data-bbox="1540 1400 1670 1432">② (略)</p> <p data-bbox="1486 1449 1670 1480">(4) (略)</p> <p data-bbox="1486 1547 1807 1579">3 仮設施設整備工事費</p> <p data-bbox="1486 1596 1670 1627">(1) (略)</p> <p data-bbox="1486 1644 1670 1675">(2) (略)</p> <p data-bbox="1486 1692 1807 1724">(3) 交付基準額の算定</p> <p data-bbox="1540 1740 1961 1772">① ②に掲げる施設以外の施設</p> <p data-bbox="1564 1789 1730 1820">ア～オ (略)</p>

カ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。

- ② (略)
- (4) (略)

カ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。

- ② (略)
- (4) (略)

〔改正後全文〕

雇児発第 0612007 号
平成 20 年 6 月 12 日
第一次改正 雇児発第 0619004 号
平成 21 年 6 月 19 日
第二次改正 雇児発 0401 第 19 号
平成 22 年 4 月 1 日
第三次改正 雇児発 0405 第 34 号
平成 24 年 4 月 5 日
第四次改正 雇児発 0401 第 22 号
平成 26 年 4 月 1 日
第五次改正 子発 0606 第 2 号
令和元年 6 月 6 日

都道府県知事
指定都市市長 殿
各 中核市市長
市区町村長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

次世代育成支援対策施設整備交付金における
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費の取扱いについて

次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）交付金実施要綱」を定め、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとしたので、了知の上、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成 19 年 7 月 26 日雇児発第 0726010 号「次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費の取扱いについて」は廃止する。

おって、平成 19 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別紙

次世代育成支援対策施設整備（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）交付金実施要綱

1 趣 旨

この交付金は、老朽化等に伴う児童福祉施設等の改築等に際して必要となる既存施設の解体撤去工事及び改築工事期間に代替施設を必要とする場合の仮設施設整備工事に要する経費を交付することにより、児童福祉施設等の円滑な改築整備を行い、利用者の処遇の向上を図るものである。

2 解体撤去工事費

(1) 対象施設

対象となる施設は、交付要綱による児童福祉施設等のうち、改築等を行う施設とする。

(2) 対象事業

対象となる事業は、交付要綱の5の表の整備区分欄に掲げる増改築、改築又は老朽民間児童福祉施設整備に伴い、既存施設の一部又は全部を解体し撤去する事業とする。

(3) 交付基準の算定

① ②に掲げる施設以外の施設

ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 交付要綱の別表2又は別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に既存施設の定員数を乗じて得たものを基準とする。

(イ) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画（以下「沖縄振興計画」という。）に基づく事業として行う場合には交付要綱の別表2又は別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に既存施設の定員数を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には交付要綱の別表2又は別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に既存施設の定員数を乗じて得たものを基準とする。

(エ) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には交付要綱の別表2又は別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に既存施設の定員数を乗じて得たものを基準とする。

(オ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には交付要綱の別表2に掲げる

定員1人当たり交付基礎点数に既存施設の定員数を乗じて得たものを基準とする。

イ 1施設当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 交付要綱の別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設等として行う場合には交付要綱の別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

ウ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 交付要綱の別表2又は別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に既存施設の定員(世帯)数を乗じて得たものを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には交付要綱の別表2又は別表6に掲げる定員(世帯)当たり交付基礎点数に既存施設の定員(世帯)数を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に掲げる政令で定める施設等として行う場合には交付要綱の別表2に掲げる定員(世帯)当たり交付基礎点数に既存施設の定員(世帯)数を乗じて得たものを基準とする。

エ 既存施設の一部を解体し撤去する場合

平成20年6月12日雇児発第0612005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出されたものを基準とする。

オ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。

② 交付要綱の別表3に掲げる施設

厚生労働大臣が必要と認めた額とする。

(4) 留意事項

ア 解体撤去工事費には、既存施設の解体に係る経費のほか、解体により発生する廃材の運搬及び処分に要する費用についても含まれるものであること。

イ 国の交付事業において取得した既存施設に係る財産処分(取りこわしに限る。)の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

3 仮設施設整備工事費

(1) 対象施設

対象となる施設は、解体撤去工事費が交付対象となる施設であって、用地の関係上等特別な事情により仮設施設が真に必要と認められる施設とする。

(2) 対象事業

対象となる事業は、交付要綱の5の表の整備区分欄に掲げる大規模修繕等、増改築、改築又は老朽民間児童福祉施設整備に伴い仮設施設を整備する事業とする。

(3) 交付基準額の算定

① ②に掲げる施設以外の施設

ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 交付要綱の別表2又は別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に仮設施設を要する定員数を乗じて得たものを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には交付要綱の別表2又は別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に仮設施設を要する定員数を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には交付要綱の別表2又は別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に仮設施設を要する定員数を乗じて得たものを基準とする。

(エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には交付要綱の別表2又は別表6に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に仮設施設を要する定員数を乗じて得たものを基準とする。

(オ) 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には交付要綱の別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に仮設施設を要する定員数を乗じて得たものを基準とする。

イ 1施設当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 交付要綱の別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には交付要綱の別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

ウ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 交付要綱の別表2又は別表6に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に仮設施設を要する定員（世帯）数を乗じて得たものを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には交付要綱の別表2又は別表6に掲げる定員（世帯）当たり交付基礎点数に仮設施設を要する定員（世帯）数を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合には交付要綱の別表2に掲げる定員（世帯）当たり交付基礎点数に仮設施設を要する定員（世帯）数を乗じて得たものを基準とする。

エ 大規模修繕等を行うことに伴い仮設施設を整備する場合

交付要綱の別表1－2に掲げる算定基準により算出されたものを基準とする。

オ 既存施設の一部を解体し撤去することに伴い仮設施設を整備する場合

平成20年6月12日雇児発第0612005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出されたものを基準とする。

カ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合（児童厚生施設を除く。）は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。

- ② 交付要綱の別表3に掲げる施設
厚生労働大臣が必要と認めた額とする。

(4) 留意事項

- ア 仮設施設整備工事費には、交付要綱の7に定める費用を除き、仮設施設の整備に最低限必要なすべての附帯設備に要する費用が含まれるものであること。
- イ 仮設施設の整備については、原則として建物の貸借により行うものとする。
ただし、特別な事情により他の方法によることが適当であると認められる場合は、この限りでない。
- ウ 仮設施設は、改築工事期間の代替施設として一時的に整備する施設であるが、当然のことながらこの間、入所者等の処遇に留意するとともに、日常生活上の安全面にも十分考慮し、施設運営に著しい支障が生じないように配慮すること。
- エ 仮設施設の整備に当たっては、消防法、建築基準法等関係法令に抵触しないよう留意すること。